

落札者と契約締結できなかった場合の事務取扱基準

落札者が契約を締結しないときに、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 9 号の規定により、随意契約を行う場合の基準は次のとおりとする。

1 本基準で使用する用語の意義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 電子入札システム 海老名市契約規則（平成 15 年規則第 20 号）第 2 条第 8 号に定める電子入札システムをいう。
- (2) 電子入札システムによるくじ 落札者を決定する際に電子入札システムにより行うくじをいう。
- (3) 順位番号 電子入札システムによるくじを行う際に電子入札システムにより付与された番号をいう。
- (4) くじ 契約締結の協議の相手方を決定する際に落札者以外で入札価格が同額である者がいる場合に行うくじをいう。
- (5) 第 1 順位者 落札者と契約できなかった場合に、次に契約締結の協議の相手方となる者をいう。
- (6) 第 2 順位者 第 1 順位者と契約できなかった場合に、次に契約締結の協議の相手方となる者をいう。
- (7) 第 3 順位者 第 2 順位者と契約できなかった場合に、次に契約締結の協議の相手方となる者をいう。

2 契約締結の協議を行う相手方は、落札者以外の競争に参加した者のうち予定価格の範囲内で入札した者とする。ただし、当該相手方は、3 者を超えることができない。

3 契約締結の協議を行う相手方の決定は、次によるものとする。

(1) 電子入札システムによるくじを行わなかった場合

- ① 落札者以外で低い価格で入札した者から順次、第 1 順位者、第 2 順位者及び第 3 順位者とする。

② 第1順位者から第3順位者までを決定する際に同額で入札した者がいる場合は、次によるものとする。

ア 第1順位者を決定する場合において、同額で入札した者がいる場合は、くじにより決定する。

イ 第2順位者の決定は、第1順位者と契約を締結できなかったときに行うものとする。

ウ 第2順位者は、第1順位者を除く落札者の次に低い価格で入札した者とする。ただし、同額で入札した者がいる場合は、くじにより決定する。

エ 第3順位者の決定は、第2順位者と契約を締結できなかったときに行うものとする。

オ 第3順位者は、第1順位者及び第2順位者を除く落札者の次に低い価格で入札した者とする。ただし、同額で入札した者がいる場合は、くじにより決定する。

(2) 電子システムによるくじを行った場合

① 落札者の決定を電子入札システムによるくじで行った場合は、落札者の次の順位番号の者（落札者の順位番号が最終順位番号である場合は、最初の順位番号の者）を第1順位者とする。

② 第1順位者と契約ができなかったときの契約締結の協議順位の決定は、次によるものとする。

ア 落札者及び第1順位者以外で低い価格で入札した者から順次、第2順位者及び第3順位者とする。

イ 第2順位者の決定は、第1順位者と契約を締結できなかったときに行うものとする。

ウ 第2順位者を決定する場合において、同額で入札した者がいる場合は、くじにより第2順位者及び第3順位者を決定する。

エ 第3順位者の決定は、第2順位者を決定する際に第3順位者が決定される場合を除き、第2順位者と契約を締結できなかったときに行うものとする。

オ 第3順位者は、第2順位者の次に低い価格で入札した者とする。ただし、同額で入札した者がいる場合は、くじにより決定する。

- 4 契約締結の協議の相手方と契約する場合は、落札金額の範囲内で契約しなければならない。この場合において、履行期間を除き、最初に競争入札に付するときに定めた条件を変更してはならない。

附 則

この基準は、平成20年7月1日から施行する。